

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

		資料番号	3	担当課	障害福祉課
法令名	身体障害者福祉法	根拠条項	16-2	不利益処分の種類	身体障害者手帳の返還命令
第16条	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者又はその親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けたものに対して身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由なく、第18条の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査をばばみ、又は回避したとき。</p> <p>三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。</p>	<p>別表</p> <p>一 次に掲げる視覚障害で、継続するもの</p> <p>1 両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいふ。屈折異常がある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの</p> <p>2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの</p> <p>3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p> <p>4 両眼による視察の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>二 次に掲げる聴覚又は平衡機能障害で、継続するもの</p> <p>1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの</p> <p>2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p> <p>3 両耳による普通和声の最良の聴音明瞭度が50パーセント以下のもの</p> <p>4 平衡機能の著しい障害</p> <p>三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</p> <p>1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失</p> <p>2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、継続するもの</p> <p>四 次に掲げる肢体不自由</p> <p>1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、継続するもの</p> <p>2 一上肢のおや指を指関節関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二部以上をそれぞれ第一指関節関節以上で欠くもの</p> <p>3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>4 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、継続するもの</p> <p>6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害</p> <p>五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で継続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの</p>			
第18条第4項	<p>市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</p> <p>二 公共職業能力開発施設等の職業訓練又は就職あっせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</p> <p>三 身体障害者更生労働施設への入所又はその利用を必要とする者に対しては、当該地方公共団体の設置する当該施設に入所させ、若しくはそれを利用させ、又は国若しくは他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する当該施設にこれらの者の入所を委託すること。</p> <p>四 前3号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p>				
《児童福祉法》					
第19条	<p>保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。</p>			<p>身体障害者福祉法施行令第12条</p> <p>法別表第5号に掲げる政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。</p> <p>一 ほうこう又は直腸の機能</p> <p>二 小腸の機能</p> <p>三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能</p>	